

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第8編第1章 86の6-3	第8編第1章 86の6-3	「地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒又は蒸留酒の産地を定める件」の一部改正に伴い所要の整備を図った。